

## 第12 火の使用に関する制限等

条例第24条では消防長が指定する場所において裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む行為を禁止しているが、火の使用に関する制限等については次により取り扱うこと。

### 1 指定場所の規制

指定場所は、施行規程第9条に規定するほか、次によるものとする。

#### (1) 指定場所の用途の取扱い

ア 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次によること。

(ア) 指定場所を本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

(例)

本来用途（屋内展示場）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

(イ) 指定場所を指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しないこと。

(例)

本来用途（屋内展示場）→使用形態（倉庫）→規制を適用しない

イ 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

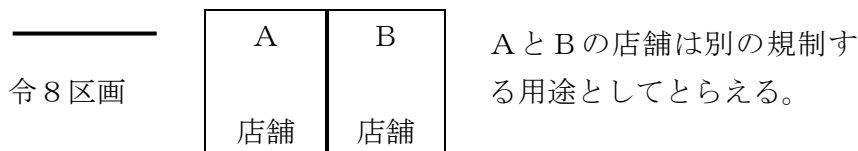
(例)

本来用途（倉庫）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

#### (2) 指定場所の用途のとりえ方

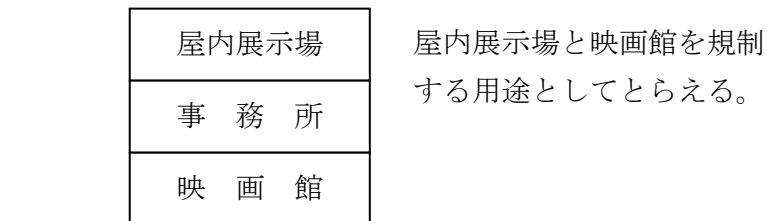
ア 一の防火対象物が、政令第8条の規定により区画されている場合は、その区画された部分ごとにとらえること。

(例)



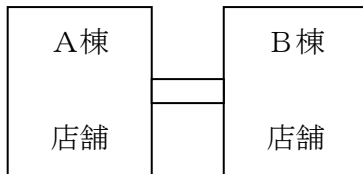
イ 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとにとらえること。

(例)



ウ 建築物と建築物が渡り廊下等により接続されている場合で、昭和50年3月5日付け消防令第26号「消防用設備等の設置単位について」に基づき、別棟扱いされている場合は、それぞれ別の防火対象物としてとらえること。

(例)

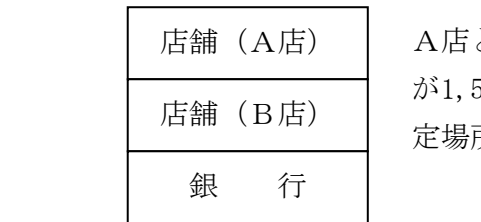


A棟とB棟の店舗は別の規制する用途としてとらえる。

エ 指定場所の面積の算定方法は、次によること。

(ア) 一の防火対象物内に管理権原者の異なる複数の店舗等が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算する。

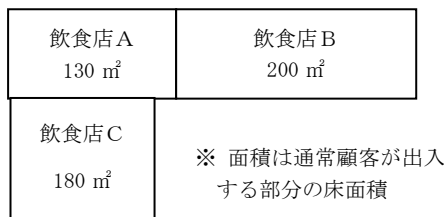
(例)



A店とB店の床面積の合計が1,500㎡以上の場合に、指定場所となる。

(イ) 一の防火対象物内に複数の構えのキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店が存する場合は、当該用途の一の構え（各飲食店等）ごとに通常顧客が出入する部分の床面積を算定する。

(例)



BとCの飲食店は、それぞれの床面積が150㎡以上なので、指定場所となる。

### (3) 指定場所の時間的制約

原則として公開時間又は営業時間内に限る。

### (4) 指定場所の範囲

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台は、次のとおりとする。

(ア) 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室

(イ) 楽屋、出演者の控室等（前(ア)と建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）

イ 劇場等の客席は、椅子席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

ウ 劇場等の通常顧客が出入りする部分は、ア及びイ以外の部分で、ロビー、廊下、階段等の顧客が利用する部分とする。

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台はアによる。なお、興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものは舞台に含まない。

オ キャバレー等の通常顧客が出入りする部分は、客席、通路、階段、ホール等の顧客が利用する部分とする。

カ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場は、次の部分とする。

(ア) 物品を陳列し、販売するすべての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）

(イ) 陳列・販売部分に隣接する次の部分（不燃区画（不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。以下同じ。）された当該部分を除く。）

a スtock場及び荷さばき場

b 食品の加工場

c 手荷物一時預り所、店内案内所及びクリーニング承り所等

キ 百貨店等の通常顧客の出入りする部分は、次の部分とする。

(ア) 陳列・販売部分に隣接する食堂及び飲食店（固定（半固定を含む。）の間仕切り壁等で区画された部分を除くものとし、喫煙については、喫煙設備のある部分を除く。）

(イ) 陳列・販売部分に隣接する美容室、理容室、写真室及び各種教室等（不燃区画された当該部分を除く。）

(ウ) 展示ブース等の展示を行う部分、物産展等を行う催事場

(エ) 階段、エスカレーター、トイレ、及び休憩所等

ク 地下街の売場は、次の部分とする。

(ア) 物品を陳列し、店頭で直接販売するすべての部分及び当該部分間の通路（飲食店を主たる用途とした店頭販売又は通常販売部分を有しない窓口販売的なものを除く。）

(イ) 前(ア)部分が機能するうえにおいて必要な応接室、更衣室、Stock場又は事務所の部分（固定（半固定を含む。）の間仕切り壁等で区画された部分を除く。）

ケ 自動車車庫又は駐車場の駐車の用に供する部分は、駐車スペースとそれに面する通路の部分とする。

## 2 禁止行為

### (1) 喫煙

マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為とする。ただし、条例第24条第3項の規定に基づき設置する喫煙所での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとして取扱う。

### (2) 裸火の使用

ア 裸火として規制されるのは、炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するものとされており、条例に定める火気使用設備機器にあっては、次による。

(ア) 気体燃料、液体燃料、固体燃料を熱源とするものは、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備機器以外のものがすべて裸火として規制される。

(イ) 電気を熱源とするものは、次に掲げる発熱部が外部に露出しているものが裸火として規

制される。なお、ヘアドライヤー、オーブン等発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているものは裸火には該当しない。

- a 通常の使用状態で目視した時赤熱して見える発熱部
- b 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの（表面温度がおおむね400度以上）

イ 重要文化財における次の行為は、禁止行為に該当しないものとして取扱う。

居住者が日常生活のために火気使用設備機器を使用する行為

### (3) 危険物品の持込み

ア 次に掲げる危険物品を持込む行為を規制するものとする。

- (ア) 消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げる危険物
- (イ) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に定める可燃性ガス
- (ウ) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項及び第2項に定める火薬類等
- (エ) 姫路市火災予防条例（昭和37年条例第14号）別表第7に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類

イ 次に掲げる行為は危険物品の持込み行為に含まないものとする。

- (ア) 通常携帯する少量のライター・マッチ等を持込む行為
- (イ) 動植物油等を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為
- (ウ) 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等を持込む行為
- (エ) 日常の清掃用にクリーナー等の危険物を使用する行為
- (オ) 百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げるものを恒常的に陳列・販売する行為
  - a 動植物油類又は可燃性固体類若しくは可燃性液体類に該当する製品
  - b 危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するエアゾール製品
  - c 取扱いガス総質量が5キログラム未満の高圧ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガス製品（簡易ガスライター、ライター用充てんボンベ、コンロ用カートリッジボンベ等）
- (カ) 屋内展示場等において、次に掲げるものを展示する場合
  - a 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両
  - b 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器

## 3 解除認定の基準

### (1) 解除認定の基本方針

解除認定は、当該場所が、消防法及び他の防火に関する規定に適合しており、かつ、認定基準（第12-1表から第12-3表まで）に適合している場合に行うものとする。

### (2) 解除認定の可否

解除認定の可否については、第12-4表のとおりとする。

### (3) 解除認定の範囲

解除認定できる範囲は、解除認定申請対象物の規模、構造、消防用設備等の設置状況及び防火管理状況等を総合的に判断し、火災予防上支障ないと認められる必要最小限にとどめるものとする。

(4) 解除認定の期間

解除認定の期間は、1年以内で消防署長（以下「署長」という。）が必要と認める期間とする。ただし、次に掲げる恒常的な行為に係る解除認定にあつては、期間を定めずに行うものとし、当該認定事項の遵守状況等については、立入検査時に確認するものとする。

ア 恒常的に火気使用設備器具を用いる行為

イ 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

(5) 審査及び現地検査要領

申請に基づく内容の審査及び現地検査は、次の事項について行うものとする。ただし、申請書類のみで申請内容の安全性が確認できる場合は現地検査を省略することができる。

ア 申請内容が解除認定を行う妥当性を有する行為であること。

イ 申請内容が必要最小限の範囲であること。

ウ 申請内容が解除の認定基準に適合していること。（裸火の使用が危険物品の持込みを伴う場合においては、第12-2表及び第12-3表の両基準を適用すること。）

エ 申請に係る行為及び機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。

オ 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。

カ 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。

キ 解除認定することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。

(6) 認定基準の適用

認定基準は、指定場所ごとに適用するのが原則であるが、防火区画（耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸で区画されている部分をいう。）された部分がある場合は、当該区画された部分ごとに適用するものとする。

(7) 認定基準の補完

申請内容が認定基準に適合している場合にあつても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じて特に必要と判断される場合は、署長が出火防止、延焼拡大防止等の観点から必要最小限の補完措置を講じさせることができる。

(8) 協議

署長は、認定基準の範囲を超える禁止行為の申請があつた場合には、予防課長と協議のうえ、処理するものとする。

(9) 解除認定の手続き

解除認定は、禁止行為を行う7日前までに申請するよう関係者に指導するものとし、当該申請に係る標準処理期間（申請がその事務所に到達した日から認定日までをいう。）は7日とする。

## 4 標識の設置

(1) 標識の設置場所

条例第24条第2項の規定による標識は、第12－5表に基づき、利用者等の見やすい箇所に設けるものとする。

(2) 標識の設置個数

標識は、当該指定場所の規模及び形態に応じた個数を設置させるものとする。ただし、劇場及び映画館の正面舞台の側壁に設ける「禁煙」の標識は、常に照明で2箇所以上とする。

(3) 標識の表示

標識の表示は、一枚の標識に「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」を併せて表示しても差し支えないものとする。

## 5 喫煙等

(1) 喫煙所の設置

条例第24条第3項第2号に規定する喫煙所の設置は、次によるものとする。

なお、施行規程第9条第1号オの百貨店等の通常顧客が出入りする部分から除かれる「喫煙設備のある場所」とは、この喫煙所をいう。

ア 自動車車庫又は駐車場については喫煙所を設置しないことができる。

イ 喫煙所の設置基準は次によること。

(ア) 避難上又は通行上支障がなく、かつ、従業員等が常時監視できる位置に設けること。

(イ) 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の付近、避難器具設置場所の直近には設置しないこと。ただし、署長が火災予防上及び避難上支障がないと認められるものにあつては、避難器具設置場所の直近及び特別避難階段室内を除き、この限りでない。

(ウ) 危険物品その他易燃性の可燃物を取扱い、又は展示する場所付近には設置しないこと。

(エ) 安定性のある不燃性の吸い殻容器を設置するとともに、椅子等喫煙に必要と認められるもの以外のものは存置しないこと。

(オ) 喫煙所の範囲を床面の色表示、つい立、間仕切り等の措置を講じることにより明示すること。

(カ) 喫煙場所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

(キ) 喫煙場所に設ける標識は、顧客の目に触れやすい箇所とすること。

(2) 喫煙が禁止されている場合の措置

防火対象物内で喫煙が禁止されている場合の措置は、施行規程第10条に規定するほか次によるものとする。

ア 喫煙を禁止する旨の標識は、条例第24条第2項に規定する標識と同色同規格のものとし、同条第4項に規定する図記号による標識も併せて設けることができる。

イ 標識中には、「禁煙」の文言を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。なお、当該標識の記載例は次のとおりとする。

(ア) 「全館禁煙」

(イ) 「当百貨店は全館において禁煙です。」

(ウ) 「この階は禁煙です。」

(エ) 「当劇場等においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇〇階にあります。」

また、条例第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 項ただし書の規定を適用する場合、当該防火対象物の関係者に、消防長告示に掲げる措置に関する事項を書面で提出させるか、又は予めその措置を規則第 3 条第 1 項の消防計画に明示する等の方法により、各消防署において当該措置について把握し、立入検査等の機会をとらえ、当該措置が適正に実施されているかを確認すること。

なお、当該防火対象物が、防火対象物定期点検報告制度に該当する場合については、防火管理維持台帳に当該書面の写しを編冊保管させるものとする。

第 12-1 表（喫煙）

禁止場所	認 定 基 準
共 通	1 消火器具が設けられていること。 2 避難上又は通行上支障のない場所であること。 3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 4 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器で水が入ったものをいう。）が設けられていること。
劇場等若しくは キャバレー等の 舞台部	1 演技上必要なものに限ること。 2 不用な可燃物と隔離されていること。
劇場等の客席	認めないものとする。
百貨店等の売場、 展示部分、通常顧 客が出入りする 部分	認めないものとする。
地下街の売場	認めないものとする。
文化財	整理清掃等の措置が講じられていること。
自動車車庫等	認めないものとする。

第12-2表（裸火の使用）

禁止場所	認定基準											
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具が設けられていること。</li> <li>2 避難上又は通行上支障のない場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>5 使用者により裸火使用が容易に停止できること。</li> </ol>											
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 煙火を消費する場合は、次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 煙火は固定して消費すること。</li> <li>(2) 飛散した火花は床面に落下する前に燃えつきるものであること。</li> <li>(3) 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。</li> <li>(4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。</li> <li>(5) 火花の飛散範囲から6メートル（安全措置を講じた花道等で煙火を消費する場合は4メートル）以内に観客がいないこと。</li> </ol> </li> <li>2 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが次表に規定する長さ以内の長さであること。               <table border="1" data-bbox="432 1055 1361 1205" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">8.0m 未満</th> <th style="width: 25%;">8.0m 以上 10.0m 未満</th> <th style="width: 35%;">10.0m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火炎の長さ</td> <td style="text-align: center;">20cm</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">40cm</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>3 電気を熱源とする設備又は器具は、1個につき定格消費電力が2キロワット以下であること。</li> <li>4 気体燃料を使用する設備又は器具は、防火区画ごとに合算したものが入力70キロワット以下であること。</li> <li>5 液化石油ガスを使用する設備又は器具は、容器組込み型（カートリッジタイプ）の燃料容器であること。</li> <li>6 固体燃料を使用する設備又は器具は、1日につき木炭5キログラム、練炭3キログラム、豆炭2キログラム、その他の固体のもの2キログラム以下の使用量であること。</li> <li>7 ろうそく、線香、固形燃料その他の裸火については、演技上必要最小限であること。</li> <li>8 裸火の付近に不用な可燃物を置かないこと。</li> </ol>		舞台部の空間の高さ			8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
	舞台部の空間の高さ											
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上									
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm									
劇場等の客席	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部の項を準用する。											
百貨店等の売場、展示部分、通常顧客が出入りする部分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火気使用設備の周囲2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、不燃材料によって区画されていること。ただし、少量の火気を使用する場合においては、不燃材のつい立てとすることができる。</li> <li>2 裸火の使用は、出入口及び階段等並びに危険物品の持ち込み場所から5メートル</li> </ol>											



	<p>ル以上離れていること。ただし、不燃材料によって区画された場合は、この限りでない。</p> <p>3 電気を熱源とする設備又は器具は、1個につき定格消費電力が10キロワット以下であること。</p> <p>4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を防火区画ごとに合算したものが175キロワット以下であること。</p> <p>5 固体燃料を使用する設備又は器具は、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。</p> <p>6 危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用簡易自動消火装置が設けられているときは、この限りでない。</p>
地下街の売場	<p>百貨店等の売場、展示部分、通常顧客が出入りする部分の項1、2及び6を準用するほか、次によること。</p> <p>1 電気を熱源とする設備又は器具は、1個につき定格消費電力が2キロワット以下であること。</p> <p>2 気体燃料を使用する設備又は器具は、防火区画ごとに合算したものが入力70キロワット以下であり、ガス漏れ警報器を設置すること。</p> <p>3 固体燃料を使用する設備又は器具は、1日につき木炭5キログラム、練炭3キログラム、豆炭2キログラム、その他の固体のもの2キログラム以下の使用量であること。</p>
文化財	改修工事等に必要ない行為であること。
自動車車庫等	認めないものとする。

第 12-3 表 (危険物品の持ち込み)

禁止場所	認 定 基 準
共 通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具が設けられていること。</li> <li>2 避難上又は通行上支障のない場所であること。</li> <li>3 危険物品が転倒又は落下のおそれのないこと。</li> <li>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 火薬類を保管する場合は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫等に入れること。</li> </ol>
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物については、危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。</li> <li>2 可燃性固体類又は可燃性液体類については、条例別表第 7 に定める数量の 500 分の 1 未満であること。</li> <li>3 可燃性ガス容器については、ガス総重量 0.5 キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>4 火薬類の消費については、1 回の公演当たり次の個数以下であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 0.1 g 以下のものは、50 個</li> <li>(2) 0.1 g を超え 15 g 以下のものは、10 個</li> </ol> </li> <li>5 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危険物第 1 石油類又は第 2 石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は許可しない。）については、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</li> <li>(2) 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取扱うこと。</li> </ol> </li> </ol>
劇場等の客席	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部の項を準用する。
劇場等、キャバレー等で通常顧客が出入りする場所	地下街の売場の項 1 から 3 までを準用するほか、がん具用煙火（クラッカーに限る。）は、総薬量 0.1 キログラムに相当する個数未満とすること。
百貨店等の売場、展示部分、通常顧客が出入りする部分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出入口及び階段等から 3 メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りではない。</li> <li>2 火気使用場所から水平距離で 5 m 以上離れていること。ただし、不燃材料で造ったつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りではない。</li> <li>3 危険物については、危政令別表第 3 に定める指定数量の 5 分の 1 未満であること。</li> <li>4 可燃性固体類又は可燃性液体類については、条例別表第 7 に定める数量の 25 分の 1 未満であること。</li> <li>5 可燃性ガス容器については、ガス総重量 10 キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>6 がん具用煙火は、箱入り又は袋入りとし、総薬量 5 キログラムに相当する個数</li> </ol>

	<p>未満とすること。</p> <p>7 がん具用煙火を展示し、又は販売する場合は専用のガラスケース等に収納し、顧客等が直接手を触れない措置が講じられていること。ただし、従業員によって常時監視されている場合は、この限りでない。</p>
地下街の売場	<p>百貨店等の売場、展示部分、通常顧客が出入りする部分の項1、2及び7を準用するほか、次によること。</p> <p>1 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>2 可燃性固体類又は可燃性液体類については、姫路市火災予防条例別表第7に定める数量の50分の1未満であること。</p> <p>3 可燃性ガス容器については、ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>4 がん具用煙火は、箱入り又は袋入りとし、総薬量1キログラムに相当する個数未満とすること。</p>
文化財	改修工事等に必要ない行為であること。
車両の停車場又は船舶の発着場	地下街の売場の項1から3までを準用する。

第12-4表

禁 止 行 為		喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
指 定 場 所				
劇場等	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	通常顧客が出入りする部分			○
キャバレー等	舞台	○	○	○
	通常顧客が出入りする部分			○
百貨店等	売場	×	○	○
	展示部分	×	○	○
	通常顧客が出入りする部分	×	○	○
地下街	売場	×	○	○
文化財	施行規程の別図に示す場所	×	○	○
自動車車庫等	駐車のために供する部分	×	×	
車両の停車場等	旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物			○

備考 ○印は認定基準により解除認定することが可能なものであり、×印は解除認定が認められないものである。

第12-5表

指 定 場 所	標 識	設 置 箇 所
劇場等	禁煙	・舞台の入口 ・客席入口 ・正面舞台の側壁又は柱等
	火気厳禁	・舞台の入口 ・客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・入場者用の入口
キャバレー等	禁煙	・舞台の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	・店の入口
百貨店等・地下街 重要文化財	禁煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
自動車車庫等	禁煙	・入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
車両の停車場等	危険物品持込み厳禁	・入場者、利用者用の入口